

近代女子教育史研究と『女学校発起之趣意書』

——小山静子著『良妻賢母という規範』によせて——

奥田和美

はじめに

『日本女性史研究文献目録』Ⅰ―Ⅲの近現代の「教育」を概観すると、近代女子教育研究は女学校教育に集中していることが明らかである。さらに女学校教育研究においては「良妻賢母」が重要なテーマであることがわかる。「良妻賢母」に関するまとまった研究としては、深谷昌志『良妻賢母主義の教育』⁽¹⁾、芳賀登『良妻賢母論』⁽²⁾、小山静子『良妻賢母という規範』⁽³⁾などがある。

最新の成果である小山の研究は、「良妻賢母」研究の先駆者である深谷の研究やその他の先行研究に対し、イデオロギー分析の面で新しい研究視角を提供したとして注目された⁽⁴⁾。すなわち、良妻賢母思想を単に「儒教的」(封建的)女性観とみなしたり、「国体観念」や「家族国家論」と関連づけることに疑問を示して、むしろこれを「近代」の思想ととらえることによって現代における「良妻賢母」の規範性を問題にした点、あるいは、欧米の近代国家における性別役割分業思想との共通性を強調することによって、従来指摘されてきた「良妻賢母」の前近代的・特殊日本の性格に見直しを迫ろうとした点に新味が見出だされると評されるのである。

小稿では、小山の見解に二、三の疑問を示し、あわせて「良妻賢母」研究を中核とする近代女子教育史研究のありかたを考えてみることにする。はじめに小山の研究の前提となる歴史認識——近世のとりえ方について考えてみたい。

良妻賢母思想を儒教的あるいは封建的女性観ととらえることに否定的な小山にとって、女訓書において「江戸時代には母としての役割はほとんど無視されていたといつてよい」ととらえ、「江戸時代に

において教育する母親像が登場していない」ことを指摘し⁽⁵⁾、良妻賢母思想の萌芽を明治啓蒙期に求めて近世と断絶させる視点は理論上きわめて重要である。この点の立証は小山の立論の有効性全体にかかわる問題となってくるが、検討の余地がある。また、分析方法について言えば、『日本教科書大系 往来編 一五巻 女子用』所収の七編の女子用往来物を取り上げているが、これらは全て一八世紀までの刊行である。一八世紀を「江戸時代」に置き換えるのははたして妥当であろうか。女訓書の内容が近世を通じて変化していない⁽⁶⁾ということを前提にしているのだから、菅野則子は天保期における女訓書の再編を指摘しており⁽⁷⁾、今後の研究の深化が期待されることである。また、女訓書の内容分析だけではなく、その機能の分析も必要であろう。

次に問題にしたいのは「良妻賢母」規範の現代性についてである。「良妻賢母」が日本の近代化の所産であることは深谷も認める⁽⁸⁾ところであり、筆者も同感である。しかし、小山は現代における「良妻賢母」がどのようなものなのか、については十分に示していない。「現代の女たちに一つの理想的な生き方として『良妻賢母』が求められていることは紛れのない事実なのである」⁽⁹⁾というが、はたしてそうであろうか。現代の性別役割分担意識の発生を系譜的にたどっていくと、新中間層が形成される大正期にたどりつくであろう。したがって「良妻賢母」と性別役割分担意識を結びつけて論ずるならば、「近代」を大正期を境に二分することも可能である。また、小山は国家による女性の統合という視点から「良妻賢母」をとらえようとしているが、それならば日本の近代国家の性格が問題にされなければならぬ。この場合は明治憲法あるいは教育勅語の成立を画

期とすることになろう。性別役割分担意識と女性の国家統合のありかたを二つの機軸にして、「良妻賢母」を考察するならば、両者の時期的な整合性はどこに見出させるのであろうか。さらに、小山の分析は昭和初年でおわっており、戦時下の考察がなされていないが、日本が実際に体験する総力戦体制下（女性統合の真価が問われる）であらためて「新しい良妻賢母」が論議されなければならなかった（10）ことをどう考えたらよいのであろうか。現代を問題にするならば、戦時下の分析は避けて通ることはできないはずである。現代における性別役割分担の見直し論議と「母親大会」の名のもとに結果する女性のありかたを考えると、「良妻」と「賢母」はひとくくりできないのではないかと、というのが筆者の見通しである。

以上のように小山の立論の前提になる歴史認識について疑問を呈したが、ここでは主に先に挙げた第一の点に関して筆者なりの見解を示したいと思う。二番目については機会を改めて考えてみたい。史料について一言しておこう。往来物などの女訓書（近代では修身教科書）の分析ではイデオロギーと実態との乖離が問題になる。また、女訓書作者の人物像もはつきりしないということから、小稿では女訓書ではなく、女学校設立を提起した奥邨喜三郎『女学校発起之趣意書』およびこれと関連して吉田松陰の女学校設置論を史料として取り上げることとする。

奥邨喜三郎と『女学校発起之趣意書』

『女学校発起之趣意書』（以下、趣意書と略）は、天保八年（一八三七）、増上寺御霊屋料の代官を勤める幕臣・奥邨喜三郎によって著された、女子の教化・育成を目的にした学校設立の提言書である。

はじめに増上寺領と奥邨喜三郎について概観しておこう（11）。増上寺領は橋樹郡二四か村、荏原郡一三か村、都筑郡七か村、豊島郡一か村に分布し、総石高は『旧高田領取調帳』で明治初年、一

万三七〇六石余りである。また、増上寺領の成立は將軍権力の集中と不可分の関係にあり、その支配構造も特有の性格を有していた。

奥邨喜三郎はゆるぎ始めた幕藩体制の立て直しに現実的な政策を実行して一定の成果を収め、概して領地の村役人からは好感をもたれたという。高野長英や渡辺崋山らとも交流があり、洋学や江戸湾の測量で知られた人物でもある。また、国学者・本居宣長からも大きな影響を受けていた。

さて、その奥邨が著した『女学校発起之趣意書』とはどのようなものなのであろうか。

奥邨はこの趣意書の冒頭で、豊葦原の水穂の国の大和魂・大和心を称え、古来より独立を保つことができたのはまさにこの精神故であることを強調する。しかし続いて、平和が長く続いた結果、上も下も奢侈と遊惰に流れ、「其弊男子よりも女子ハなほ甚し、然るにこれを論ずる人なきハ遺憾といふべし」（12）。特にその弊害は男子よりも女子に著しいことを嘆く。曰く、髪を髪結いに結わせる、背中を湯屋の男に洗わせる、前掛けの紐に縮緬を用い、下駄の鼻緒はピロードだ、女浄瑠璃もめつきり増えた。これらはみな「女の驕」である。女浄瑠璃の所業は母から子へ伝わって恥とも思わず、さらに下から上へこの弊風が及ぼされ、武家にもいやしい風俗の女が出現した。琴・三味線・胡弓・鼓などの遊芸を知らないのを恥とし、女の仕事である機織り、糸とり、縫い物をいやしく思う風俗となつてしまった。そればかりでなく、手習いの師匠まで親の機嫌をとる始末である。「男子には師を取り身を修る道を習はしむれど、女としてハ学ぶもの希なる故に、女の法ある事をしらずして右の悪風になりゆく事口惜き次第ならずや」。女子は学ぶ機会がないために、「女の法」あることをしらずに悪風に染まるのである。

では奥邨喜三郎が理想として求める女性像はどのようなものであろうか。それは何よりも賢く優れた母であった。たとえば神功皇后、巴御前、北条政子。「胎教とて婦人懐妊すれば寝るに側す坐するに辺

ず(中略)目に悪き色を見ず耳に悪き声を聴ず、口に悪き言を出ず(中略)夜ハ正しき書を読ミ、朝に起てハ立居振舞を正しくすれバ、其生る、子形容端正して才徳人に勝る、とあり、これ胎教を守るの徳にて人に性と習とあれバ也(後略)」として肝心なのは母の心掛けであると主張する。そしてその心掛けとは、まず物を読むこと、ただし漢学は害にもなるので和文の「女孝経」「女大学」がよい、ついで手習い、教訓的な文章を仮名まじりで練習する、さらに行儀・しつけはいうまでもない。奥邨は女性のたしなみとして武芸も挙げているが、武家へ奉公する娘を念頭においてのことである。そして遊芸などは結婚には無用のものであり、女性は「和らぎ順ひて貞信に情深く静かなるをよし」とした。

このような女性を育成する機関として「女学校」が考え出されたのである。その「女学校」のあらましは、

- ・ 文字が読めて和様の書道をよくする女師匠をおく
- ・ 和歌、しつけ、長刀小太刀の専門の師匠をおく
- ・ 教訓書を書き習わせて道理を説き示す
- ・ 規則を厳しくして行儀をしつける
- ・ 縫い物、機織り、糸とり、綿摘みを教える
- ・ またこれらを教える専門の女をおく

といったもので、江戸市中に設立する構想である。女性に質素を守らせ、経済の再建を企図した。

この趣意書にはルビがつけられ、一般庶民の目にふれるよう配慮されており、少女の親たちに呼び掛けて「女学校」設立の賛同者を求めたのである。

『女学校発起之趣意書』研究について

この趣意書の評価をめぐるのは、近世史、近世教育史、近代教育史の立場からさまざまに論及されている。簡単に紹介しておこう。

村上直は天保改革との関連を重視する観点から、地方役人として

の奥邨が社会的危機にどう対応しようとしたかを論じている。『女学校発起之趣意書』の分析をとおして村上は、奥邨の教養のなかに洋学以外に国学・儒学の影響を認め、その思想的開明性の過大評価に疑問を示した。その証左として女学校設立を「身分的階層的秩序を根ざした封建的規制による徳育を目的としたものにすぎなかった」と結論し、奥邨の思想的限界を実証しようとしたのである。

菅野則子は、女性の風俗の乱れや奢侈的傾向に危機感をもつ奥邨を、むしろ現実的な対応をとった為政者と位置づけた。すなわち、この趣意書が「女の道」による風俗矯正のねらいをもちつつも、女性を外へ導き出し、学ぶ機会を設けるという学校設立の方法をとったのは、女性が外へ出ることが多くなる一九世紀の状況をたくみにとらえたものであるという評価である⁽¹⁴⁾。

一方、近代教育史の側からは尾形裕康⁽¹⁵⁾や小山静子がこれを紹介している。小山は前掲書で良妻賢母思想との関連でこの趣意書に言及し、奥邨の女学校設立を「胎教論にのっとった女学校設置論」であるとした。

『女学校発起之趣意書』にみる現実認識

奥邨によれば、社会的な危機の弊害は男性よりも女性に顕著に現れており、しかもこれを問題にするものが少ないことを嘆いている。この認識の根底には、女子を対象にした教化が不十分であり、従来の女訓書が有効に機能していないということが挙げられるであろう。

奥邨の提言する「女学校」は明治以降の女学校に直結するものではないが、女性を家の外へ集め学校形式を採用しようとしたのは、手習塾や遊芸の塾における集団教育の効果や女性の手習い師匠の力量を認めたことによるものであろう。菅野が指摘するように、家の外へ出た女性の社会的影響力を奥邨は直視しているのである。

奥邨の提言には教育する母親像はみられないが、子が生まれてからの母親の影響力は問題にされている。教育の対象としての女性、教育の結果への期待感という観点から奥邨の「女学校」での教育内容をみると、「女紅」（縫い物、機織り、糸とり、綿摘みなど）の要素が認められるのは女性労働を奨励し、女性の経済的役割に着目したものと見えよう。奥邨の主張が賢い子を産むことだけを期待する「胎教」論に止まるものでないことは明らかであり、真のねらいは「質素を守る教になる事」であつたとすれば、「胎教」論は「四方の小女の親達」の理解を促すための論法とも考えられるのである。

しかし、主婦になるための技術の習得は、家の中で母や祖母から個々に伝授されているのが現実であつた。また、儒教的な道徳教育と女の手仕事を教えることが中心である奥邨の「女学校」は、為政者の立場からの風俗矯正の性格が強い。こうしたことから、学校設立資金調達の問題も含めて、奥邨の提言は現実性をもって理解されたいとはいえない。実際にこれに呼応して学校を設立した例は確認されな国家意識の持ち主である奥邨喜三郎が「女学校」の設立を目論んだことは、きわめて重要な歴史的な意義をもっている。国学的な危機意識によって女の役割に着目し、村上のいうように洋学ではなく儒教的な価値観にもとづいて「女学校」設立を提言したのは、良妻賢母思想成立の一つの歴史的な階梯といえるであろう。この点から、近世と近代を断絶させる必然性はなく、儒教的徳目をもった「良妻賢母」が近代化の過程で生み出されたとしても、それはむしろ受容する女性の側に儒教的徳目を受け入れる素地が存在していたということを物語るものと理解すべきであろう。

吉田松陰の女学校設置論

吉田松陰の女子教育論については、安政元年（一八五四）一二月三日付の妹千代宛の手紙で述べられているものが特に有名である

が、ここでは「武教全書講録」の「子孫教戒」⁽¹⁶⁾もあわせて取り上げよう。松陰はこの中で「女子ノ教戒ニ付別ニ一策アリ」として女学校設立を提案した。その構想は、

・ 師長をおく。師長は士大夫の寡婦で四五歳以上、貞節で学問に通じ、女工をよくする者であること。また、学校に寄宿すること。
・ 士大夫の女子で八歳または一〇歳以上の者を入学させ、寄宿も許す。
・ 教育内容は手習い・学問・女功とする。

一般庶民を対象にしたものではないが、「凡ソ生ヲ天地間ニ稟ル者、貴トナク賤トナク、男トナク女トナク、一人ノ逸居スヘキナク、一人ノ無レ教ルヘキナシ、然ル後初テ古道ニ合フト云フヘシ」との理念のもとに、手習いや女工の他に学問を授けることをうたっている点が奥邨の女学校と異なっている。もともと奥邨が対象にしたのは一般民衆であり、学問は問題にもならなかつたであろう。

この構想の背景にある吉田松陰の教育観はつぎのようなものであつた。

凡そ人の子のかしこきもおろかなるもよきもあしきも、大てい父母のをしへに依る事なり。就中男子は多くは父の教を受け、女子は多くは母のをしへを受くること、また其の大がいなり。さりながら、男子女子ともに十歳已下は母のをしへをうくること一しほおほし。故に父はおごそかに母はしたし、父はつねに外に出て、母は常に内にあればなり。然れば子の賢愚善悪に關る所なれば、母の教ゆるがせにすべからず。（中略）いろはたとへにも氏よりそだちと申す事あり、子供をそだつる事は大切な事なり。（中略）扱て又子供や成長して人の申す事も耳に入る様になりたらば、右等の事を本として古今の種々なる物語致しきかすべし。子供の時間きたる事は年を取りても忘れぬものなれば、埒もなく事を申し聞かすよりは少しなりとも善き事を聞かするにしくはなし。

これは「父は外、母は内」という現実認識のもとに、胎教の重要性にも言及しながら、男女の幼児期における母親の教育力を重視するものであった。吉田松陰にあってもその女性観はまったく儒教的なものであったが⁽¹⁷⁾、女性の役割をあるがままにとらえ得た点は奥郵喜三郎と共通している。このことはなにを物語るものであろうか。「国体論者の間から女学校の構想が提出されたのは興味深い事実である」という指摘⁽¹⁸⁾もあるように、国家意識と家の外での女子教育との結合は、近代公教育の展開以前に議論としては可能な状況であったのである。ただし、このことと明治初年の藩校における女学校の展開や「学制」との関連の解明は、今後の課題であるといわざるを得ない。

まとめ

——近代女子教育史研究のありかたを考える——

以上みてきたように、奥郵喜三郎や吉田松陰が認識した社会的危機には、明らかに女性の動向も視野に入っていた。しかし、両者とも新しい女性像を提供することはできず、もっぱら従来どおりの婦徳の実現を目指したにすぎなかった。それにもかかわらず、彼らが「女学校」設立という構想を掲げたのは、女訓書の再編が迫られるような時代状況を敏感に感じ取ったからに他ならない。主観的には婦徳の奨励であっても、実際に提唱していることは婦徳（奥郵の表現では「女の法」）にそむく女性の実態の追認であった。これは歴史の転換点における矛盾である。

近代女子教育史研究の現状において、はたしてこのような変革期を正確に分析することができているであろうか。従来の時代区分にとらわれて、近世と近代、戦前と戦後を分断して考察してはいないだろうか。

女子教育史に限らず教育史研究の難しさは、教育がなんらかの意図をもって行われるにもかかわらず、その意図が貫徹しないという

ところにあるのではないかと、と筆者は考えている。教育の意図がもつとも揺れ動くのが歴史的な変革期であるならば、どのような方法と視点が有効なのか。漠然と社会的なアプローチを考えているが、よくわからない、というのが正直なところである。できるところからとりかかるとすれば、上記のような歴史の転換点を意識的に取り上げていく、ということになろうか。

さて、小稿では「良妻賢母」、良妻賢母思想などあいまいに使ってきたが、思想とイデオロギーを峻別するならば、これらに正確な概念規定をしなければならぬ。思想が普遍性をもつものとすれば、そもそも「良妻賢母思想」という表現が可能かどうか、厳密に検討する必要がある。こうした点についても近代女子教育史研究において自覚的に深めなければならぬであろう。

この稿をまとめるにあたって、課題は山積していることを改めて認識することとなった次第である。

注

- (1) 黎明書房、一九六六年。なお、一九八〇年に同書店より増補版が刊行され、あらたに補章「良妻賢母主義と現代社会」がもうけられた他は、ほぼ原文のままである。
- (2) 雄山閣、一九九〇年。
- (3) 勁草書房、一九九一年。
- (4) 沢山美果子『日本女性史研究文献目録』Ⅲ（東京大学出版会、一九九四年）の解説。
- (5) 小山前掲書六一頁。
- (6) 深谷前掲書（増補版）二四頁。
- (7) 「女子の教育」（総合女性史研究会編『日本女性の歴史 文化と思想』、角川書店、一九九三年）一三三頁。
- (8) 前掲書（増補版）一四頁。
- (9) 前掲書はしがき。

- (10) 山村淑子「戦時体制移行期における母親像の変容」(東京歴史科学研究会婦人運動史部会編『女と戦争——戦争は女の生活はどう変えたか』、昭和出版、一九九一年)一四四頁。
- (11) 村上直「近世・増上寺領における『女学校発起之趣意書』について」(『法政史学』第三〇号、一九七五年)による。
- (12) 趣意書の引用文は、菅野則子「史料紹介・『女学校発起之趣意書』」(『帝京史学』第一〇号、一九九五年)による。この他、全文の紹介は尾形裕康『学制成立史の研究』(校倉書房、一九七三年)、村上前掲論文でなされているが、菅野の紹介がもっとも原本に忠実である。
- (13) 前掲論文三〇頁。
- (14) 菅野前掲「女子の教育」一三三頁。
- (15) 前掲『学制成立史の研究』。
- (16) 山口県教育会編纂『吉田松陰全集』第三卷(岩波書店、一九三五年)一二五頁以下。
- (17) 妹千代宛の手紙(安政元年(一八五四)一月三日付)(『教育宝典 山鹿素行吉田松陰集』玉川大学出版部、一九六五年、三七六頁以下)で、先にみた母としての心得のほか、婦としての心得(夫を敬い、舅姑に事えること)を説いているが、それにとどまらず、祖先の崇拜、神明を崇むること、親族の和睦などにも言及しているのは注目に値する。
- (18) 深谷前掲書(増補版)二四頁。

